

議員提出第9号議案

足立区情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成18年9月21日

提出者

足立区議会議員	三	好	すみお
同	鈴	木	けんいち
同	ぬ	かが	和子
同	針	谷	みきお
同	大	島	芳江
同	伊	藤	和彦
同	渡	辺	修次
同	鈴	木	秀三郎
同	橋	本	ミチ子
同	さ	とう	純子
同	松	尾	かつや

足立区議会議長　　しのはら　守　宏　様

(提案理由)

区民の知る権利を保障し、区民と行政との信頼関係を強め、公正で透明な区政を実現するために、公の施設の指定管理者の情報も公開できるようにする必要があるので、本案を提出する。

## 足立区情報公開条例の一部を改正する条例

足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（指定管理者保有情報）

第21条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理を代行する業務に関して作成し、又は取得した情報（指定管理者の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（マイクロフィルムを含む。）、電磁的記録その他これらに類するもので、当該指定管理者が保有しているものをいう。以下「指定管理者保有情報」という。）は、第2条第2項に規定する区政情報とみなし、第3条の実施機関の責務に関する規定及び第6条から前条までの区政情報の開示等に関する規定を適用する。

2 前項の場合において、第6条及び第7条の規定による区政情報の開示請求に係る手続並びに第11条及び第12条の規定による開示等の決定に係る手続は、規則で定めるところにより、指定をした実施機関（以下「指定機関」という。）を通じて行うものとする。

3 第1項の場合において、指定管理者保有情報は、指定機関が管理する区政情報とみなす。この場合において、指定管理者は、指定機関が請求に対する開示決定をするに当たり、該当する指定管理者保有情報を提出しなければならない。

4 第1項の規定による適用について必要な読み替えは、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。